令和元(2019)年度

監査の概要

新潟市監査委員事務局

目 次

Ι	監	監査の概要	
	1.	監査委員とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2.	新潟市の監査委員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3.	監査等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4.	監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	5.	監査結果の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	6.	監査結果に基づく市長等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	7.	監査の流れ(定期監査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Π	f	3和元年度 監査等の結果	
	1.	定期監査(財務等監査・行政監査、工事監査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2.	財政援助団体等監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	3.	平成30年度 決算審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	4.	平成 30 年度 基金運用状況審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	5.	平成 30 年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査 ・・・・・	30
	6.	例月現金出納検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	7.	住民監査請求に基づく監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	8.	請求等に基づく監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	9.	包括外部監査 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	33
Ш	参	考	
	1.	関係法令・例規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	2.	用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

I 監査の概要

1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される、地方公共団体の長から独立 した独任制⁽¹⁾の執行機関です。

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかを公正不偏の立場から監査し、公正で効率的な市政運営の確保に資することを職務としています。

2. 新潟市の監査委員

監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します(地自法 196)。

監査委員の任期は、識見の監査委員は 4 年、議選の監査委員は議員の任期によります(地自法 197)。

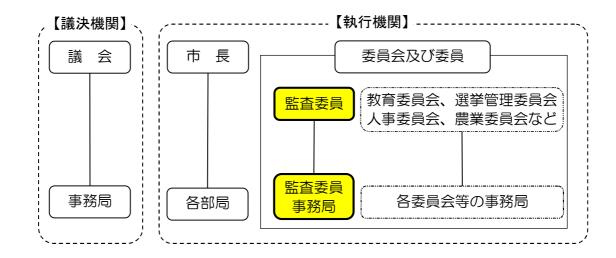
本市の監査委員は次の4名です。

X	分	氏 名	就任年月日	備考
· :識見委員	常勤	高井昭一郎	平成30年4月1日	代表監査委員
	非常勤	伊藤 秀夫	平成 29 年 10 月 1 日	弁護士
半 婦未只	非常勤	風間ルミ子	令和元年 5月21日	市議会議員
議選委員	非常勤	竹内 功	令和元年 5月21日	市議会議員

(令和元年5月現在)

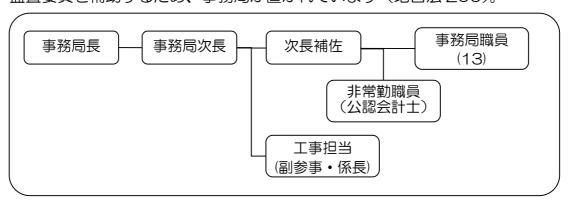
(1) 監査委員の位置づけ

監査委員は、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会と同様に、地方公共団体に法律で設置が義務付けられた執行機関です(地自法 180 の 5 I)。



(2) 監査委員事務局について

監査委員を補助するため、事務局が置かれています(地自法 200)。



注):表中の()内の数字は職員数。ただし数字がない場合は1名

【所管事務】

- ・定期監査等監査に関すること
- ・出納検査に関すること
- ・決算審査等に関すること
- ・健全化判断比率等審査に関すること
- ・ 外部監査人の監査に関すること

3. 監査等の種類

監査委員は、公正不偏の立場から、市の事務が住民の福祉の増進に努め、最 少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているか に留意して、各種の監査や審査、検査を行っています。

監査等の種類は、次のようなものがあります。

(1) 定期的に行う監査等

種別	概要	関係法令
定期監査	市の財務に関する事務の執行、経営に	地自法 199 Ⅰ,Ⅳ
(財務等監査)	係る事業の管理についての監査	
(工事監査)	市の建設事業に係る設計、積算や施工	
	等についての技術面からの監査	
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会	地自法 233 I
	計及び公営企業会計(水道事業会計、	地公企法 30 I
	下水道事業会計、病院事業会計)の決	
	算書等に基づく決算の審査	
基金運用状況審査	市長から提出された基金(定額運用基	地自法 241 V
	金)の運用状況調書の審査	
健全化判断比率•	市長から提出された健全化判断比率及	地公財健法31,22
資金不足比率の審査	び資金不足比率算定の審査	I
例月現金出納検査	現金の出納について、毎月例日を定め	地自法 235 の2 I
	て行う検査	

(2) 必要時に行う監査

種別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行が、合理的、効率的に	地自法 199 🛚
	行われているか、法令等に従って適正	
	に行われているかについての監査	
財政援助団体等監査	市が財政的援助を与えている団体等の	地自法 199Ⅷ
	出納、その他の事務の執行で、当該財	
	政的援助に係るものについての監査	
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、	地自法 199V
	財務に関する事務の執行、経営に係る	
	事業の管理についての監査	

(3) 市民等の請求・要求により行う監査

種別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づ	市民からの監査請求により行う監査	地自法 242
く監査		

[※]その他、住民の直接請求に基づく事務の執行に関する監査、市長からの要求監査、 議会からの請求監査等があります。

(4) 外部監査人による監査

種別	概 要	関係法令
包括外部監査	監査委員による監査とは別に、外部監	地自法 252 の 37
	査人が、自治体の財務事務や財政援助	
	を行っているものについて、テーマを	
	決めて行う監査	

4. 監査の基準

前記の各種監査は「新潟市監査委員監査基準」に基づいて実施しています。 以下はその主な内容の抜粋です。

- 新潟市監査委員監査基準は、監査委員監査の基準であり、実施可能にして合理 的である限りこれに従って監査、検査及び審査を実施する。(基準2)
- 監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。(基準 7)
- 監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮する。(基準 15 II)
 - ・ 合規性 … 法令等に従って適正に処理されているか
 - ・経済性 … より少ない経費で、同様の効果が得られないか
 - ・効率性 … 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
 - 有効性 … 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか

- 定期監査等の監査の報告に係るものについては、市民への説明責任を果たしていくため、ホームページなども効果的に活用し、適時、市民にわかりやすい形で情報を速やかに公表する。(基準 22)
- ※本基準は令和元年度時点のものであり、令和 2 年度から新たな基準が施行されています。

5. 監査結果の処理

監査により問題が認められた事項は、概ね以下の3つの処理区分に整理します。このうち「指摘事項」と「意見」に該当する事項については、監査結果を公表し措置を求めます。

① 指摘事項

法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項であって、特に指摘すべき事項として監査結果で報告し、公表するもの(地自法 199K)

② 意 見

監査結果に関する報告に添えて、組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、公表するもの(地自法 199X)

③ 軽微事項

監査にあたってみられた、上記の指摘事項以外の軽微な事務処理誤りと認められる事項

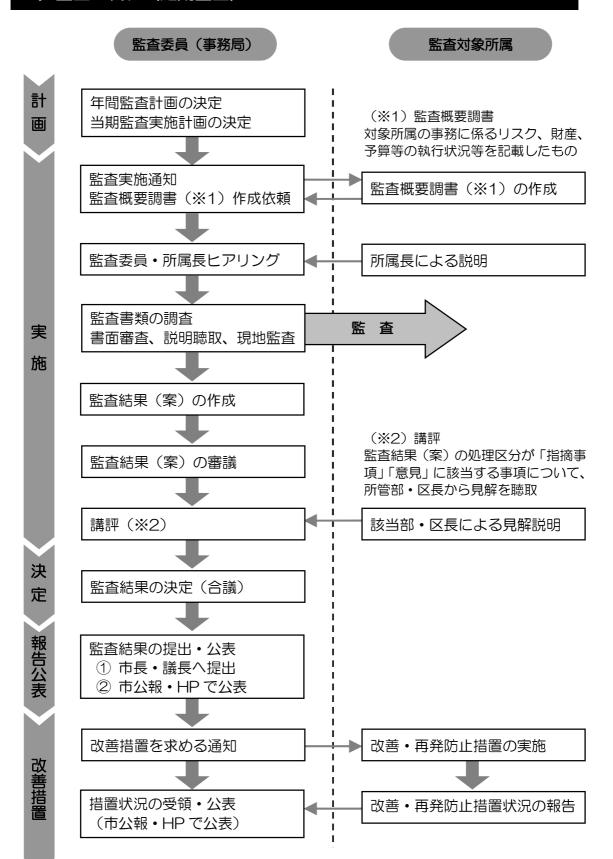
※本処理区分は令和元年度時点のものであり、令和 2 年度から新たな区分が施行されています。

6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査 委員にその内容を通知するとされています。

監査委員では、実施した監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、「指摘」「意見」に該当した事項の措置内容を公表しています(地自法 199㎞)。

7. 監査の流れ(定期監査)



Ⅱ 令和元年度 監査等の結果

掲載している監査等の結果の全文はホームページからご覧になれます。 「令和元年度監査結果 新潟市」で検索してください。

(https://www.city.niigata.lg.jp/smph/shisei/kansa/kansa/2019kekka.html)

1. 定期監查 (財務等監查・行政監查、工事監查)

(1) 財務等監查•行政監查

財務等監査は、市の財務に関する事務の執行と、公営企業の経営に係る事業 全般を対象に実施する、最も基本的な監査です。予算の執行等が法令等に基づ き適正に行われているかをはじめ、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し て実施しています。

また、財務等監査の実施時に併せて行政監査も実施しており、財務以外の事務全般についても、その執行が適正に行われているか監査しています。

年間3期、原則として部・区単位に監査を行っており、概ね3年間で全ての所属を一巡しています。

● 監査の着眼点(各期共通)

- ① 重点調查項目
 - ・現金取扱業務において内部統制は整備されているか
 - 収入原因行為から払込までの一連の業務が適切に行われているか
 - ・支出事務において内部統制が整備され、支払遅延など不適切な事務処理が起き にくい体制が構築されているか
- ② 事務事業全般
 - 事務事業の執行において経済性、効率性、有効性に問題はないか
 - 事業目的に沿って適切に業務が行われているか
 - ・事業目的は達成されているか。
- ③ 収入事務
 - 収入に係る手続及び時期は適正か。
- ④ 支出事務
 - ・違法、不当または不経済な支出はないか。

⑤ 契約事務

- 契約に係る手続及び契約内容は適正か。
- ⑥ 財産管理事務
 - ・公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。
- ⑦ その他
 - ・各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え、そこから着眼点を導出する。

● 令和元年度 第 1 期 (財務等監査・行政監査)

項目		概要
監査対象		文化スポーツ部、観光・国際交流部、環境部、農林水産部、会計課
監査	範囲	平成 30 年 4 月~平成 31 年 2 月末までの財務等に関する事務(一部
		過年度分を含む。)
実施	時期	平成31年3月11日~令和元年7月2日
監	指摘	該当なし
查	事項	
結	軽微	【42件】
果	事項	• 収入事務 5 件
		収納事務委託の告示漏れ 等
		• 現金取扱事務 6 件
		手書き納付書の不適切な管理、現金や切手の不適切な管理 等
		• 支出事務 10 件
		時間外勤務手当の支給誤り、支払い遅延 等
		• 契約事務 12 件
		不適切な見積合せ又は入札の実施、契約事務の手続き誤り等
		•指定管理2件
		再委託手続き漏れ、等
		• 補助金負担金 1 件
		交付申請時の書類の不足
		• 財産管理事務 5 件
		賃貸借契約書の記載誤り、行政財産使用料の算定誤り 等
		その他 1 件
		公印押印時の審査手続き漏れ

● 令和元年度 第2期(財務等監查・行政監查)

項目	概 要
監査対象	南区役所、保健衛生部、下水道部

監査範囲		平成 31 年 4 月~令和元年 8 月末までの財務等に関する事務(一部過
		年度分を含む。)
実施時期		令和元年9月2日~令和元年12月25日
監	指摘	【1件】
查	事項	・道路占用料などにおいて、免除申請書が未提出にもかかわらず免除し
結		ていたもの(南区役所建設課)
果	軽微	【36件】
	事項	• 収入事務 5 件
		調定事務誤り、収納事務委託の手続き漏れ 等
		• 現金取扱事務 8 件
		手書き納付書の連番管理の未徹底 等
		• 支出事務 7 件
		週休日振替に伴う時間外勤務手当支給誤り 等
		• 契約事務 6 件
		予定価格設定誤り、契約変更にかかる誤り 等
		• 指定管理 4 件
		再委託手続き漏れ、協定書の不備 等
		• 財産管理事務 6 件
		行政財産使用料の算定誤り、手続き遅延等
	意見	【1件】
		・道路占用許可に係る例規等の関係所属への周知と必要な例規等の整備
		について(土木総務課)

● 令和元年度 第3期(財務等監查•行政監查)

	10-7-10-7		
項		概 要	
監査対象		北区役所、人事委員会事務局、秘書課、議会事務局、水道局、市民病院	
監査	範囲	平成 31 年 4 月〜令和元年 11 月末までの財務等に関する事務(一部	
		過年度分を含む。)	
実施	時期	令和元年 12月 12日~令和 2年 3月 26日	
監	指摘	【2件】	
查	事項	・時効が完成した水道料金の未収金について、債権を消滅させないまま	
結		不納欠損処分を行い、その後は簿外で管理していたもの(水道局総務	
果		部営業課)	
		・時効が完成した診療費の未収金について、債権を消滅させないまま不	
		納欠損処分を行い、その後は簿外で管理していたもの(市民病院事務)	
		局医事課)	

軽微 【32件】

事項

- 収入事務 1 件督促状の未発送
- ・現金取扱事務6件 現金や金庫の鍵における不適切な管理 等
- ・支出事務8件週休日振替に伴う時間外勤務手当の支給誤り県内日帰り出張旅費の支給誤り等
- 契約事務 11 件契約書条文の漏れ・誤り、予定価格の設定誤り 等
- 財産管理事務6件行政財産使用料の算定誤り、手続き遅延等

(2) 工事監査

工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、 主として技術面から適正に行われているかを監査するものです。

工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、

工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。

年間2期の監査を実施し、建築工事は毎年、土木工事は3年で、工事を所管又は工事に関係する所属を一巡しています。

● 監査の着眼点(各期共通)

- ① 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適正に行われているか。
- ② 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- ③ 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- ④ 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。また、 設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- ⑤ 工事請負契約は適正に行われているか。
- ⑥ 関係機関との調整は適切に行われているか。
- ⑦ 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- ⑧ 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- ⑨ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

● 令和元年度 第 1 期(工事監査)

項目	概 要
監査対象	建築部(公共建築第1課)、下水道部(東部地域下水道事務所、西部地
	域下水道事務所、下水道管理センター維持管理課・施設管理課)、監査
	実施工事の関係部署
監査範囲	① 建築工事、電気設備及び機械設備工事
	平成 30 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事
	② 土木工事
	平成30年度契約及び過年度契約のうち平成30年度中に継続実施し
	た当初設計金額 1,000 万円を超える土木工事
実施時期	平成 31 年 3 月 11 日~令和元年 10 月 29 日
監指摘	該当なし
査 事項	

結	軽微	【5件】
果	事項	計画及び設計に関すること 1 件
		豪雨時において、既設排水施設の能力を超える雨水を貯留管へ流入
		させる分水人孔の堰について、小降雨時から流入する堰高としたため
		排水ポンプの稼働回数の増加が懸念されるもの
		・設計に関すること2件
		新潟市地域防災計画で定める防災上重要な施設として、多数の者が
		利用する施設に該当しているなど、より安全な耐震性について考慮さ
		れていなかったもの及び備品である移動式盛付台を工事費として計
		上したもの
		・設計、積算及び施工に関すること 1 件
		河川区域内の出水期に施工規制を受ける下水道工事において、積算
		作成の遅れにより発注時期が遅延するとともに、発注後の試掘及び土
		質調査などに時間を要し、次年の出水期の施工規制期間に入ったこと
		から工期を 1 年近く延長したもの
		・施工及び監理に関すること1件
		打合簿の決裁について、下水道部内規程「下水道関連工事・委託に
		おける打合簿の決裁表(案)」に基づき最終決裁者を独自に設けてい
		るが、工事金額に影響が生じる変更内容を係長等の決裁としているこ
		とから事務専決規程に反する処理を行っていたもの

● 令和元年度 第2期(工事監査)

項		概 要
監査	対象	建築部(公共建築第2課)、教育委員会(施設課)、水道局経営企画部
		(計画整備課)、水道局総務部(技術管理室)、水道局技術部(管路課、
		净水課、中央事業所工務課・維持管理課・北営業所・西蒲営業所・秋葉
		事業所工務課)、監査実施工事の関係部署
監査	範囲	① 建築工事、電気設備及び機械設備工事
		ア. 平成 30 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事
		で、竣工期限が平成 31 年 4 月以降の工事等
		イ. 令和元年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事等
		② 土木工事
		ア. 平成 30 年度及び令和元年度に契約した、当初設計金額 1,000
		万円を超える工事等
実施	時期	令和元年9月11日~令和2年3月26日
監	指摘	【1件】
查	事項	•業者選定にあたり、競争入札とする業務と、一者随意契約とする業務

結		を区別する根拠が明記されないまま、全体の中から「概ね半分の工事」
果		を選択して、試行的に随意契約を行う旨、担当課に依頼したもの(建
		築部公共建築第2課)
	軽微	【4件】
	事項	・設計に関すること 1 件
		設計時の法規点検の不備により必要な改修が行われなかったもの
		・積算に関すること2件
		図面間の不整合や積算漏れの点検に不備があったもの及び配水管
		布設工事において、積算条件と実施作業との乖離があるもの
		施工に関すること 1 件
		配水幹線の更新工事において、石綿管の撤去に際し、「水道用石綿
		セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」に基づく撤去従
		事員の特別教育を実施した確認できる資料がなかったもの

2. 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査を行います。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。

● 監査の着眼点(各期共通)

① 出資団体

- ・設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
- 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- 団体に係る出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・自立的な経営を進めるための取組み(自主財源の確保等)はどうなっているか。

② 市の所管部局

- ・団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、 管理を行っているか。
- ・団体と行政の役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

● 令和元年度 その1(出資団体監査)

項	B	概 要
監査	対象	① 対象団体 公益財団法人新潟市国際交流協会(出資団体)
		② 所管課 新潟市観光・国際交流部国際課
対象	事務	平成 30 年 4 月~平成 31 年 3 月までに執行された事務事業
実施	時期	令和元年8月5日~令和元年12月25日
監	指摘	該当なし
查	事項	
結	軽微	【3件】
果	事項	・ 当年度に発生した費用の未払計上が漏れていたもの(団体)
		・賞与に係る給与規程の改正が漏れていたもの(団体)
		・賞与引当金を計上する際に、賞与額に対応する社会保険料が見積もら
		れていなかったもの(団体)
	意見	平成 26 年度以降は本市の全額出捐による基本財産の運用益だけで
	概要	は年間の事業費を賄えず、本市からの補助金によりその不足を補うよう

になり、平成30年度には経常収益に占める本市からの補助金の割合が83.9%となるなど、近年の協会の経営が本市からの財政的援助に大きく依存している状況が見受けられた。限られた財源を有効に活用するためにも、協会には、求められる役割、期待される役割を念頭に置いて、現在の事業内容をあらためて見直すとともに、時代のニーズに合った事業を展開していくことが求められる。

また、協会は本市が平成2年から平成3年にかけて出捐した10億円を基本財産としているが、社会情勢は当時から大きく変化しており、当初の目的を失いつつある基本財産の有効活用も課題の一つといえる。これらの課題に対応し、今後の増加が見込まれる外国人との多文化共生を推進していくためにも、協会は所管課である国際課と今後の協会のあり方について検討し、協会が今後も時代のニーズに合った公益目的上必要な事業を安定的に継続していくことのできる体制が構築されることを望むものである。

● 令和元年度 その2(出資団体監査)

項		概 要							
監査	対象	① 対象団体 株式会社まちづくり豊栄(出資団体)							
		② 所管課 新潟市北区産業振興課							
対象	事務	平成30年4月~平成31年3月までに執行された事務事業							
実施	時期	令和元年12月9日~令和2年3月18日							
監	指摘	【1 件】							
查	事項	・取締役が経営する会社と取引するにあたり、取締役会において承認を							
結		受けていなかったもの							
果	軽微	【6件】							
	事項	・未収入金として計上すべき額を誤っていたもの(本部)							
		• 手書領収書が適正に管理されていなかったもの(本部)							
		•支出事務において、上席者が確認する体制が不十分だったもの(本部)							
		•前期に発生した収益について、当期の収益として計上していたもの(Y							
		ショップ)							
		• 管理職手当に係る就業規則が実態と異なっていたもの(道の駅)							
		・現金過不足について、帳簿上ではなく簿外で管理されていたもの(道							
		の駅)							
	意見	設立当初からこれまでの間、厳しい経営状況が続いた中で、平成 25							
	概要	年には当時赤字だった道の駅豊栄の管理運営を引き継ぎ、自らの経営努							
		力により黒字に転換させ、会社全体としても黒字経営を続けていること							
		は一定の評価に値すべきものといえる。							

一方、豊栄地区の中心市街地活性化や賑わい創出といった課題は同社の取組みだけで解決できるものではなく、本市や商工会、大学等と連携し一体となって取り組む必要がある。特に本市は同社の筆頭株主であることから、これらの課題を所管課に限らず北区をはじめ本市の課題として関係課で共有するとともに、その解決に向けた同社の役割についてもあらためて考えていかなければならない。

また、同社においては、当面の間は道の駅豊栄の大規模改修を最優先に考えざるを得ないものの、その後の展開についても関係機関と幅広く連携し、道の駅豊栄で生み出した利益を豊栄地区の中心市街地に還元できるような事業展開につなげられるよう期待するものである。

3. 平成 30 年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者及び各企業会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかなどについて審査を行っています。

(1) 一般 • 特別会計

● 審査の主眼

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類の計数は正確か
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか

● 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、 決算計数は正確であると認めた。予算の執行、財務に関する事務処理は、お おむね適正であると認めた。

● 決算の概要

〇 決算総括表

(単位:千円)

区分			30年度		29年度比		
		計	一般会計	特別会計	増減(計)		
歳入決算額	Α	624,418,833	384,989,225	239,429,608	△15,869,135		
歳出決算額	В	614,748,646	379,276,737	235,471,909	∆18,149,715		
形式収支 ⁽²⁾	C=A-B	9,670,187	5,712,489	3,957,698	2,280,581		
繰越すべき財源	D	1,406,198	1,406,198	0	1,149,252		
実質収支 ⁽³⁾	E=C-D	8,263,989	4,306,290	3,957,698	1,131,329		
前年度実質収支	F	7,132,660	2,564,951	4,567,710	3,711,257		
単年度収支	G=E-F	1,131,328	1,741,340	∆610,011	Δ2,579,929		
積立金	Н	1,704,632	200,583	1,504,049	786,729		
積立金取崩し額	I	47,842	0	47,842	△1,853,777		
実質単年度収支	J=G+H-I	2,788,118	1,941,922	846,196	60,577		

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 普通会計(4)収支状況

(単位:百万円)

区分)	30年度	29 年度	30-29増減
形式収支 ⁽²⁾	Α	6,183	3,310	2,873
翌年度繰越財源	В	1,406	253	1,153
実質収支 ⁽³⁾	C=A-B	4,777	3,057	1,720
前年度実質収支	D	3,057	937	2,120
単年度収支	E=C-D	1,720	2,120	△400
基金積立	F	201	0	201
繰上償還金	G	0	0	0
基金取崩し	Н	0	1,800	∆1,800
実質単年度収支	I=E+F+G-H	1,921	320	1,601

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 主な基金現在高

(単位:千円)

区分	30年度末	29 年度末	30-29増減
財政調整基金	2,012,155	1,811,572	200,583
市債管理基金	26,802	21,191	5,611
都市整備基金	1,505,392	1,504,895	497
美術資料取得基金(定額運用)	300,000	300,000	0
歴史資料及び文学資料取得基金(定額運用)	60,000	60,000	0

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 市債現在高

(単位:千円)

区分	30年度末	29年度末	30-29増減
一般会計	613,111,880	, ,	12,874,249
特別会計	9,244,960	10,024,595	
合 計	622,356,840	610,262,226	12,094,613

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 財政指標

区分	単位	30年度	29年度	30-29増減
実質収支比率 ⁽⁵⁾	%	2.1	1.3	0.8
財政力指数 ⁽⁶⁾	_	0.716	0.730	∆0.014
経常収支比率 ⁽⁷⁾	%	93.6	92.4	1.2
義務的経費比率 ⁽⁸⁾	%	55.6	50.7	4.9
人口 ⁽⁹⁾ 当たり地方債現在高	円	773,106	753,137	19,969
人口 ⁽⁹⁾ 当たり基金現在高	円	4,635	4,240	395

● 審査意見(各論)

〇 一般財源等の動向

歳入全体(普通会計)では前年度比 214.3 億円減の 3,858.1 億円となった。 一般財源では、前年度、道府県民税所得割臨時交付金として交付されていた義

[※]市債管理基金に満期一括償還積立分は含まない。

務教職員人件費の税源移譲などにより21.6億円増加した。

また、一般財源以外では、地方債は新潟駅周辺整備事業や小中学校大規模改造 事業の減、繰入金は土地基金の廃止などにより、236 億円減少した。

〇 市民所得の動向

個人市民税所得割の課税対象となる平成29年の所得を、所得者区分ごとに平成28年と比較すると、給与所得者の1人当たり平均所得額は0.3%増加している。また、分離課税分も同様に12.6%増加しているが、農業所得者は9.8%減少している。

全体の1人当たり平均所得では、全国の増加額と比較すると3,871円下回り、全国と本市における格差は、前年より拡大している。

これは、全体の約8割を占める給与所得者の平均所得の伸びが、全国の19,280円に比べて7,907円と、半分以下であることも要因の一つであり、このような格差を縮めていくことも課題である。

〇 歳出の動向

歳出全体(普通会計)では、前年度比 243 億円減の 3,796.2 億円となった。 義務的経費では、公債費が平成 29 年度に満期一括償還に備えた市債管理基金 への積立方法を変更したため一時的に減少したものの、当年度はその減少額が縮 小したため増となったことなどにより 61.4 億円増加した。

しかし投資的経費では、普通建設事業費が新潟駅周辺整備事業や小中学校大規模改造事業などの減により 133.9 億円減少したほか、その他の経費でも、維持補修費が除排雪経費などや、投資及び出資金・貸付金が制度融資貸付金などの減により 170.5 億円減少した。

歳出全体における義務的経費の割合は 4.9 ポイント増の 55.6%となり、財政の硬直化が一段と進んでいる。

〇 市債の状況

市債発行額は、普通建設事業費が大幅に減少したことなどから、前年度比88.2 億円減の524.3 億円となった。一方、元金償還額は、合併特例債の償還分が増加したことなどから前年度比58.3 億円増の395.4 億円となった。この結果、市債現在高は128.9 億円増の、6,129.7 億円となった。歳入総額に占める地方債の割合を示す「地方債依存度」は13.6%と国の地方財政計画の10.6%を上回る水準となっている。

なお、臨時財政対策債を除いた市債残高は3,862 億円で、前年度比72.1 億円 の減となった。

〇 基金の状況

緊急の支出に備え、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる財政調

整基金は2億円積み立て、当年度末現在で20億円となった。また、都市整備基金、市債管理基金とあわせた主要3基金の基金残高は約35億円であり、政令市移行後の平成19年度の315億円に比べ約9分の1となるなど、災害など不測の事態へ対応するには、十分とは言えない。

〇 財政指標

• 実質収支(普通会計)

歳出では除排雪経費の減、歳入では市税及び交付金の増などにより、前年度比で約17億円増加し、約48億円の黒字となった。

これにより実質収支比率も2.1%に上昇したが、財政運営の健全性を示す数値として望ましいとされている3%~5%を依然として下回っている。

また、財政調整基金へ2億円を積立てし、5年連続の基金取崩しが回避されたことで、実質単年度収支が約19億円と前年度比で約16億円増加した。

• 財政力指数

前年度に義務教職員人件費の権限移譲等に伴い単年度の指数が悪化した影響で、平成30年度は0.730から0.716に低下した。

• 経常収支比率

公債費や人件費、扶助費の増加により、平成30年度は前年度より1.2ポイント増の93.6%となり、数値は悪化した。

○ 平成 29 年度財務書類による指標(統一的な基準による地方公会計) 発生主義・複式簿記導入が前提の、統一的基準による地方公会計の整備方針に 基づき、本市では平成 27 年度決算から「財務書類」(貸借対照表(10)、行政コスト 計算書(11)等)を作成している。これを基に算定した財政指標により、本市の資産・ 負債や行政コストの状況を示すとともに、他の政令市との比較を行った。

(単位:%)

区分	27	28	29年度
有形固定資産減価償却率(12)	51.7	53.3	54.2
純資産比率 ⁽¹³⁾	51.4	49.7	44.1
受益者負担比率 ⁽¹⁴⁾	4.5	4.3	3.4

• 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)(12)

平成29年度は54.2%で、政令市平均の62.4%を下回っているが、合併建設計画により新規に建設された施設も多く、将来、老朽化による改修や建替えが一斉に到来すると見込まれる。

• 純資産比率(13)

平成 29 年度の数値は 44.1%で、政令市平均の 57.4%を下回っている。 比率の低さは、将来世代に負担が先送りされていると捉えることもでき、世代 間の公平性確保の観点から、留意すべき数値である。

• 受益者負担比率(14)

平成29年度の数値は3.4%であり、政令市平均の5.7%を下回っている。行政費用に対する適正な受益者負担(使用料や手数料等)のあり方については、今後も留意していく必要がある。

〇 政令市比較(平成29年度)

順位		財政力	力指	数	順位		経常収(9	支! %)	比率	順位 実質公債費比 (%)			·率 ⁽¹⁵⁾ 順(将来負担 (*	旦比 %)	李(16)	
新潟	市平	成30年	度	0.716	新潟	市平	成30年	度	93.6	新潟	市平	成30年	度	10.6	新潟	市平	² 成30年	度	138.0
1	Ш	崎	市	1.00	1	畄	Ш	市	89.3	1	札	幌	市	2.8	1	浜	松	市	0.0
2	名	古 屋	市	0.99	2	浜	松	市	91.6	2	相	模 原	市	2.9	2	さ	いたま	市	15.3
3	さ	いたま	市	0.98	3	熊	本	市	92.2	3	さ	いたま	市	5.1	3	畄	山	市	18.3
4	横	浜	市	0.97	4	新	澙	市	92.4	4	堺		市	5.6	4	堺		市	22.9
5	Ŧ	葉	市	0.94	5	福	出	市	92.5	5	大	阪	市	5.7	5	相	模 原	市	39.0
6	大	阪	市	0.93	6	札	幌	市	93.6	6	神	戸	市	6.6	6	静	田	市	56.9
7	相	模 原	市	0.92	7	静	出	市	94.0	7	Ш	崎	市	6.9	7	札	幌	市	63.8
8	仙	台	市	0.91	8	Ŧ	葉	市	96.9	8	畄	山	市	7.0	8	大	阪	市	65.2
	静	畄	市	0.91	9	ਣ	いたま	市	97.5	9	静	圕	市	7.3	9	神	戸	市	78.8
10	浜	松	市	0.89	10	堺		市	97.7	10	浜	松	市	7.4	10	仙	台	市	101.1
	福	畄	市	0.89	11	横	浜	市	97.9	11	仙	台	市	8.2	11	<u> </u>	崎	市	121.7
12	堺		市	0.84	12	広	島	市	98.2	12	熊	本	市	8.8	12	名	古屋	市	125.0
	広	島	市	0.84	13	大	阪	市	98.3	13	名	古 屋	市	10.5	13	熊	本	市	127.8
14	京	都	市	0.81	14	相	模 原	市	98.4	14	新	澙	市	10.9	14	褔	田	市	135.5
15	神	戸	市	0.80		京	都	市	98.4	15	福	出	市	11.7	15	横	浜	市	145.6
	畄	Ш	市	0.80	16	仙	台	市	98.5	16	北	九州	市	12.2	16	新	澙	市	146.1
17	新	潟	市	0.73	17	名	古屋	市	99.2	17	京	都	市	12.8	17	千	葉	市	159.4
	札	幌	市	0.73	18	神	戸	市	99.4	18	横	浜	市	13.3	18	北	九州	市	175.6
	北	九州	市	0.73		北	九州	市	99.4	19	広	島	市	13.8	19	京	都	市	197.4
20	熊	本	市	0.72	20	Щ	崎	市	100.5	20	千	葉	市	15.8	20	広	島	市	199.6

順位		有形固? 或価償却			順位		純資産 (<mark>%</mark>		率	順位	5	受益者負 (%		比率
1	大	阪	市	53.8	1	相	模 原	市	82.1	1	大	阪	市	10.8
2	新	潟	市	54.2	2	大	阪	市	76.6	2	名	古 屋	市	8.5
3	横	浜	市	55.4	3	熊	本	市	74.4	3	神	戸	市	7.9
4	さ	いたま	市	58.1	4	堺		市	70.7	4	福	出	市	7.4
5	熊	本	市	58.4	5	横	浜	市	69.5	5	京	都	市	7.3
6	福	出	市	58.6	6	静	畄	市	68.9	6	北	九州	市	7.1
7	Ш	崎	市	60.0	7	さ	いたま	市	66.6	7	仙	台	市	6.7
8	仙	台	市	61.5	8	Ш	崎	市	63.3	8	Ш	崎	市	6.6
	政	令市平	均	62.4	9	神	戸	市	62.9	9	Ŧ	葉	市	5.8
9	畄	Ш	市	62.9	10	Ŧ	葉	市	61.6		政	令市平	均	5.7
10	京	都	市	63.1		政	令市平	均	57.4	10	札	幌	市	4.9
11	広	島	市	63.4	11	京	都	市	53.8		横	浜	市	4.9
12	相	模 原	市	63.6	12	北	九州	市	52.3		静	田	市	4.9
13	浜	松	市	65.2	13	圕	山	市	49.8	13	新	澙	市	4.2
14	静	图	市	66.1	14	福	田	市	49.6	14	ð	いたま	市	4.1
15	神	戸	市	66.5	15	札	幌	市	48.8		広	島	市	4.1
16	札	幌	市	66.7	16	名	古屋	市	48.4	16	圕	Ш	市	4.0
17	北	九州	市	67.6	17	新	潟	市	44.1	17	相	模 原	市	3.9
18	Ŧ	葉	市	67.8	18	仙	台	市	37.2	18	熊	本	市	3.7
	堺		市	67.8	19	広	島	市	34.4	19	新	澙	市	3.4
20	名	古屋	市	68.0	20	熊	本	市	32.4	20	堺		市	3.2

● 審査意見(まとめ)

(1) 加速する人口減少時代を見据えた、戦略的かつ持続可能な財政運営を 平成 30 年度は、「新潟開港 150 周年の節目を迎え、市民の安心安全な暮らし の実現と活力ある新潟づくりを両輪に、政令市新潟の拠点化とまちづくりを前進させていく年」と位置付け、政令市移行後初めてとなる収支均衡を達成するとともに、臨時財政対策債を除いた市債残高の増額を抑え、持続可能な財政運営への転換を目指した。市政を引き継いだ中原市長は、子ども子育て支援施策や教育施策を推進するなど、次世代に配慮した政策を進めた。

平成30年度決算の状況をみると、歳入では、義務教職員人件費の税源移譲の 影響を除いても個人市民税は約7億円、法人市民税も約4億円、前年度を上回っ た一方で、歳出は、除排雪経費が減少し、実質収支は43億円となった。そのう 520億円は財政調整基金に積み立てたため、令和元年度末の主要3基金残高は 60億円となる見込みである。

主な財政指標の平成 29 年度決算数値で他の政令市と比較すると、財政力指数は 17 位、経常収支比率は 4 位、実質公債費比率は 14 位、将来負担比率は 16 位となり、経常収支比率以外は、政令市の下位に位置している。また、平成 30 年度の将来負担比率は、臨時財政対策債を除いた市債残高の減少などにより、平成 29 年度より良化したが、実質的に将来の負担が大きく減少したものではなく、厳しい状況には変わりはない。

今回から、統一的な基準に基づき作成された平成 29 年度決算の財務書類における主な財政指標を使い、決算審査を補完するため、他の政令市と比較した。本市は合併建設計画で建設された施設が多く、現時点での老朽化は進んでいないが、市債残高や今後の維持管理費用など、将来に向け、軽視できない状況にあると考えられる。

生産年齢人口を中心とした人口減少は地域経済の衰退を招き市税収入へ直結する。さらに高齢者人口の増加は扶助費をはじめとした社会保障費の増大などに繋がるなど、財政を逼迫する要因になることから、本市を取り巻く環境は一段と厳しいものとなることは想像に難くない。

一方、県内経済の回復基調は続いており、個人消費は緩やかに回復している状況で、本市の税収環境も持ち直しつつある。企業立地も堅調であり、インバウンド誘致と拠点性を活かしたクルーズ船・航空路誘致の相乗効果による交流人口の拡大も見込まれている。

人口減少時代を見据え、持続可能な財政運営のため、集中改革の取組みを加速させるとともに、収支均衡を維持する健全な財政運営に取り組まれたい。また、集中改革期間の3年間にかかわらず、施設のあり方など時代の変遷に応じて見直す必要があるものは、策定基準が統一された地方公会計制度に基づく財務書類などを決算資料と合わせて活用し、他の政令市の状況と比較しながら、適正に検討していく必要がある。

また、随所にみられる明るい兆しを的確にとらえ、効果的な戦略を立てられるよう、各部署で連携を図り、各種指標の効果的な分析に努められたい。その上で、

取り巻く厳しい環境に委縮することなく未来を見据えた投資を行い、地域経済を 盛り立て、活力ある新潟市のまちづくりに取り組まれることを望むものである。

(2) 内部統制体制の整備に向けて

平成 29 年の地方自治法の改正により、令和 2 年度から、政令指定都市には内部統制制度の導入が義務付けられており、この取組を強化することで、業務改善や業務の効率化が図られる。内部統制が有効に機能することで、安心して働きやすい職場環境が構築され、働き方改革にも繋がっていく。

そのため、最終責任者である市長をはじめとして、統制環境の構築に任ずる幹部は、内部統制が形骸化しないようにその本来の意義・目的をみずから正しく理解し、かつ、その重要性に対する認識が職員間で十分に共有されるよう努め、組織横断的に取組みを進めていくよう適切にリーダーシップを発揮していくことが必要である。

以上のことを念頭におき、業務を適正に執行し、市民の信頼を確保できる確固 たる「内部統制体制の整備」を求めるものである。

(2) 公営企業会計

● 審査の主眼

- ① 各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類が企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 事業推移を把握し、経済性、効率性の観点に留意した経営分析

● 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されて おり、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているも のと認めた。

● 各企業別の審査内容

【下水道事業会計】

〇 経営成績

区分	30年度末現在高	29年度末現在高	30-29増減
総収益(千円)	30,993,388	32,594,362	△1,600,974
総費用(千円)	30,376,945	30,637,079	△260,134
純利益(千円)	616,444	1,957,283	∆1,340,839
営業収支比率(%)	82.7	89.3	∆6.6
経常収支比率(%)	102.0	106.4	∆4.4

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

審査意見

【経営状況】

当年度の経営成績は、資本費平準化債の借入額の増額に伴う一般会計からの繰入金の算定方法見直しにより繰入金が大幅に減少し、営業損益・経常損益・当期 純損益ともに大幅な減益となった。

平成 28 年度決算審査意見書において、これまで資本費平準化債の発行を増額 せず 20 億円に据置いていたこと、また不足する資金を実質的に一般会計からの 繰入金に依存していたことについて指摘した。これを踏まえ、当年度から資本費 平準化債の発行を 30 億円増額して 50 億円にするとともに、一般会計からの繰 入金の算定方法を見直し、繰入額を減額したことが当年度において大幅な減益と なった主な要因である。

1 m³当たりの汚水処理原価が前年度に比べ上昇し、使用料回収率は4期ぶりに100%を下回って赤字に転じた。これについても、当年度の資本費平準化債の増

額発行に伴い繰入金が減額となったことで、減価償却費のうち下水道使用料で負担すべき額が増加したことなどによるものである。

【今後の課題】

雨水処理については、集中豪雨や内水氾濫等の浸水被害から市民の安心・安全な暮らしを守るために雨水計画に基づき雨水処理施設の整備を進めていることから、一般会計からの雨水処理に係る繰入金は年々増加していたが、当年度は大幅に減少した。

今後は白根水道町ポンプ場や今年度中に供用開始予定の山田雨水ポンプ場の減価償却費や維持管理費などの費用が生じ、万代・下所島・鳥屋野地区の浸水対策を優先的に推進していく予定であることから、雨水処理に係る費用は年々増加していくことが見込まれる。

当年度に一般会計からの繰入額が減少したのは繰入額の算定方法見直しに伴う 一時的なものであり、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づけば、雨水処理に係る 費用は全額一般会計が負担すべきものであり、今後、繰入額が増加していけば、 本市の厳しい財政状況をさらに圧迫していくおそれがある。

汚水処理については、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれる中で、汚水処理人口普及率は全国平均に比べ下回っていることから、引き続き汚水処理施設の効率的な整備が必要であり、そのためには使用料収入の確保は欠かせない課題である。

下水道接続率は政令市平均に比べ低い水準にあり、区によって接続率に差があることから引き続き区役所と連携した接続促進の取組みを進める必要がある。

本市はこれまで積極的に浸水対策や未普及対策に取り組んできたが、他の政令市に比べ施設数が多く、管渠延長も長いため、今後は老朽化施設の更新需要が増大していくことが見込まれている。

下水道事業を取り巻く環境が年々厳しくなる中、当年度策定された第二次中期 ビジョンでも記載のとおり、今後は限られた財源を有効に活用していかなければ ならない。そのためにも、具体的な推計等により雨水と汚水それぞれの将来の財源の見通しをより一層正確に分析するとともに、膨大な資産を適正に管理し、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的に投資することで、施設の機能を確保し、将来世代にわたり下水道事業を持続できるよう求めるものである。

【水道事業会計】

〇 経営成績

区分	30年度末現在高	29年度末現在高	30-29増減
総収益(千円)	16,206,095	16,250,205	△44,110
総費用(千円)	14,432,940	13,980,920	452,020
純利益(千円)	1,773,156	2,269,285	△496,129
営業収支比率(%)	110.6	114.3	∆3.7
経常収支比率(%)	114.2	117.2	∆3.0

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 審査意見

【経営状況】

経営状況は、営業利益が前年度に比べ4億4,604万円減の13億8,688万円となった。これは、前年度の寒波の影響等により給水収益が8,287万円の減少になったこと、西蒲区の岩室浄水場取水施設撤去等により営業費用の資産減耗費が前年度に比べ2億9,204万円増加したことが主な要因である。

当年度の純利益は前年度に比べ4億9,612万円減の17億7,315万円となった。これは上記の理由のほか、各浄水場で保管されている放射性物質を含む浄水汚泥の処分が進んだことから、特別損失の浄水汚泥等対策費が前年度に比べ増加したことが主な要因である。

【今後の課題】

本市の水道事業の経営は比較的安定しており、新・マスタープラン策定時には 令和2年度に資金不足となる見込みだったものが、その後策定した中期実施計画 では令和5年度となるなど、実際の状況は好転している。当年度においても年度 末資金残高は計画額に比べ19億556万円多い65億4,556万円となっている。

当年度の給水人口は前年度に比べ 4,206 人減少するなど、本市の給水人口は平成 24 年度をピークに年々減少し、給水収益も減少傾向にある。

本市の浄配水施設の多くは、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて集中的に建設されたことから、今後は老朽化施設の更新や耐震化を図る必要がある。

当年度も阿賀野川浄水場施設整備事業を進めたが、今後も巻浄水場や青山浄水場などの浄配水施設の更新を予定していることや、昭和39年の新潟地震以降に布設された管路施設の更新に対応していくため、多くの資金が必要となることが見込まれ、中長期的に見れば水道事業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況と言える。

今後、人口減少に伴い給水収益が減少していく中で、資金不足を回避し、投資 に必要な資金を確保していくためには、環境の変化に対応し、中長期的な視点に 立った施設整備の適正化を図る必要がある。

令和元年度には「浄配水施設再編基本構想」を策定する予定だが、引き続き将

来の需要に見合った施設のあり方を検証するなど、一層の効率化と投資の最適化 を図ることで経営基盤を強化し、新・マスタープランの基本理念である「すべて のお客さまに信頼される水道」を実現できるよう努められたい。

【病院事業会計】

〇 経営成績

区分	30年度末現在高	29年度末現在高	30-29増減
総収益(千円)	24,179,375	24,648,701	△469,326
総費用(千円)	25,083,920	24,662,667	421,253
純利益(千円)	∆904,546	∆13,966	△890,580
医業収支比率(%)	86.9	88.8	∆1.9
経常収支比率(%)	97.4	99.9	∆2.5

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況】

当年度は純損失として 9 億 454 万円を計上し、前年度に比べ大幅に赤字が拡大した。

医業損失は、30億8,542万円と前年度より4億7,837万円拡大した。

医業収支比率は前年度から 1.9 ポイント減の 86.9%となり、6 期連続の悪化となった。医業収益のうち入院収益は前年度より 2 億 3,609 万円減少し、医業費用においては給与費が 3 億 8,517 万円増加するなど、医業収益の減少と医業費用の増加により、経営成績が悪化した。

【今後の課題】

平成 29 年度の緊急対応宣言に基づく取組みの結果、医師の時間外労働の状況 は改善されている。一方、医師の負担を軽減するため、救急医療の適正利用を進めた結果、入院患者数は減少し、医業収益も大幅に悪化している。

また、当年度は時間外勤務実態調査に伴う手当等の追加支給などの臨時的な要因もあり、赤字が拡大することとなったが、令和元年度からは、当年度に更新した医療情報システムの減価償却費が計上されることや、人件費と材料費が引き続き増加傾向にあることなどから、費用面においても大きく改善される見通しは立っていない。この状況が今後も続けば、中期経営計画で目標としている令和3年度での経常収支の黒字化の達成は非常に厳しい状況といえる。

市民病院の経営は、労働基準監督署からの是正勧告以降、職員の負担を軽減しつつ、持続可能な健全経営に努めなければならなくなり、非常に難しい舵取りが求められている。国においても医師の働き方改革について議論されていることから、引き続き今後の動向を注視しつつ、36協定を遵守し、職員のワーク・ライ

フ・バランスの実現に向け取り組む必要がある。また、地域の医療機関と連携した患者の確保や、診療報酬加算の獲得など、収益の確保に向けた取組を進めるとともに、医薬品・診療材料にかかる費用の適正化をより一層推進する必要がある。職員の負担軽減と持続可能な健全経営を両立することで、高度急性期医療を担う新潟医療圏の基幹病院として、重症・専門・救急医療を中心に、質の高い医療を提供するという使命を引き続き果たされていくことを望むものである。

4. 平成30年度 基金運用状況審查

特定目的のために定額で運用される基金について、市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査します。

● 対象基金

- ① 美術資料取得基金
- ② 歴史資料及び文学資料取得基金

● 審査の主眼

- ① 基金運用状況報告について、その計数が正確か
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか

● 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

● 基金の運用状況

① 美術資料取得基金

	美術資料有高				年度末	年度末
区分	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計	現金有高	基金現在高
30年度	251,750	0	0	251,750	48,250	300,000
29年度	261,950	0	10,200	251,750	48,250	300,000
増減額	△10,200	0	△10,200	0	0	0

^{※30}年度末における資料有高は絵画2点、版画4点、立体2点

② 歴史資料及び文学資料取得基金

		歷史· 文学	年度末	年度末		
区分	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計	現金有高	基金現在高
30年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
29年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
増減額	0	0	0	0	0	0

^{※30}年度末における資料有高は文学資料1点

5. 平成30年度 健全化判断比率(17)及び資金不足比率(18)審査

市長からの審査依頼に基づき提出された健全化判断比率⁽¹⁷⁾及び資金不足比率 ⁽¹⁸⁾について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正 に算定されているか審査します。

● 審査の主眼

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等関係法令に基づき適正に算定されているか
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

● 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定及び算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

総括意見の概要

当年度の実質公債費比率は 10.6%、将来負担比率は 138.0%と、それぞれ早期健全化基準を大きく下回った。

将来負担比率については、前年度と比べ 8.1 ポイント低下し、6 年ぶりの 良化となったが、政令市平均と比較すると負債割合は引き続き高い状態にあ る。

当年度の数値の良化は一時的な現象と考えられることから、引き続き、基金等充当可能な財源の確保に努めるとともに、今後も臨時財政対策債を除いた市債残高を縮減するとした財政目標を達成することが重要である。

なお、各特別会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

〇 健全化判断比率

区分	健全化判断比率	早期健全化比率 ⁽²¹⁾
実質赤字比率 ⁽¹⁹⁾	- (-)	11.25%
連結実質赤字比率 ⁽²⁰⁾	— (-)	16.25%
実質公債費比率 ⁽¹⁵⁾	10.6% (10.9%)	25%
将来負担比率 ⁽¹⁶⁾	138.0% (146.1%)	400%

^{※「}一」は黒字のため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

〇 資金不足比率

区分	資金不足比率	経営健全化比率 ⁽²²⁾
下水道事業会計	— (-)	
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	20%
中央卸売市場事業会計	– (–)	
と畜場事業会計	— (-)	

^{※「}一」は資金不足がないため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

(参考) 各比率の算定対象となる会計

			比率算员	Eの対象と	なる会計	
	会計区分		連結赤 字比率	実質公债 費比率	将来負 担比率	資金不 足比率
普	一般会計(公営事業分除<)	0	0	0	0	
通	土地取得事業会計	0	0	0	0	
会	母子父子赛婦福祉資金貸付事業会計	0	0	0	0	
計	公債管理事業会計	0	0	0	0	
	国民健康保険事業会計		0	0	0	
公	介護保険事業会計		0	0	0	
営	後期高齢者医療事業会計		0	0	0	
事	中央卸売市場事業会計		0	0	0	0
業	と畜場事業会計		0	0	0	0
会計	下水道事業会計		0	0	0	0
=	水道事業会計		0	0	0	0
	病院事業会計		0	0	0	0
一部事務組合: 広域連合				0	0	
地方	「公社・第三セクター等				0	

6. 例月現金出納検査

地方公共団体の現金の出納について、現金の収支が正確か、現金残高が出納 簿の残高と一致しているかなど、毎月例日を定めて検査を行います。

● 検査の概要

- ① 会計管理者所管分(一般会計及び特別会計) 毎月1回、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとと もに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。
- ② 公営企業会計分(下水道事業、水道事業及び病院事業) 毎月1回、下水道事業管理者(市長)、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

● 検査の結果

- ① 会計管理者所管分(一般会計及び特別会計) 会計管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。
- ② 公営企業会計分(下水道事業、水道事業及び病院事業) 各事業管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

7. 住民監査請求に基づく監査

新潟市の住民が、新潟市の執行機関や職員について、違法又は不当な公金の取得、管理、処分などの事実がある場合、これを証する書面を添えて、必要な措置を講じるように監査委員に監査を求める制度です。

● 監査の結果

No.	件 名	結果
1	無料法律相談に係る委託料の支出に関するもの	受理前却下
2	無料法律相談に係る委託料の支出に関するもの	受理前却下

8. 請求等に基づく監査

住民からの事務監査請求や、市長の要求、議会からの請求により実施する監査制度です。

● 監査の結果

該当なし

9. 包括外部監査

市長と契約した外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

● 各年度の実施状況

年 度	外部監査人	包括外部監査の内容
令和元年度	公認会計士	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び
		管理の状況(令和2年2月公表)
平成 30 年度	公認会計士	水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管
		理の状況(平成 31 年 2 月公表)
平成 29 年度	公認会計士	市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況
		について(平成 30 年 2 月公表)
平成 28 年度	弁護士	財務部債権管理課の事務の執行について(平成 29 年
		2月公表)
平成 27 年度	弁護士	市営住宅に関する財務事務の執行について(平成 28
		年2月公表)

Ⅲ 参考

1. 関係法令・例規

① 関係法令

法令	本文での略記
地方自治法	地自法
地方公営企業法	地公企法
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地公財健法

※本文中での条文番号等の略記については以下のとおりです。

条:英数字 項:ローマ数字 号:漢数字

(例) 第185条の5第2項第5号 → 185の5Ⅱ五

② 関係例規

例 規	備考
新潟市監査委員条例	制定:S39.3.30、最終改正:R2.4.1
新潟市監査委員事務局規程	制定:S34.10.1、最終改正:R2.4.1
新潟市監査委員規程	制定:H29.3.27、最終改正:R2.4.1
(旧新潟市監査事務運営規程)	
新潟市監査委員監査基準	制定:R2.2.28(全部改正)
新潟市監査委員会議傍聴規程	制定:H16.3.10、最終改正:R2.4.1
新潟市外部監査契約に基づく監査	制定:H11.2.25、最終改正:H15.9.29
に関する条例	
新潟市外部監査契約を締結しよう	制定:H11.3.16、最終改正:H19.9.1
とする相手方の資格を証する書類	
等閲覧規則	

2. 用語の解説

No.	用語	概 要
1	独任制	それぞれの監査委員が独立して職務(監査)を行うこと。 このため「監査委員会」ではなく「監査委員」と呼称する。 ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全 員の「合議」による(地自法 199XI)。
2	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引 額
3	実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもの。形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越 (継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り 越すこと)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度 に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。
4	普通会計	決算統計上の会計区分。本市においては、一般会計に特別 会計である土地取得事業会計、母子父子寡婦福祉資金貸付 事業会計、公債管理事業会計を、各会計間の重複を調整し て加えたもの。
5	実質収支比率	標準財政規模 ^(A) に対する実質収支額の割合を示す。財政運営の健全性を示す数値として、一般的に 3~5%が望ましいとされる。
5A	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債)の発行可能額を加算した額。
6	財政力指数	標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源に対する税収入の割合を示す。値が1に近いほど財政力が強いとされる。「基準財政収入額 ^(A) ÷基準財政需要額 ^(B) 」の3か年平均値。
6A	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法により算出した額。

6B	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎になるもので、地方公共団体が合理
		的かつ妥当な水準の行政活動を行うために必要な財政需要
		を、一定の方法により算定した額。
7		経常経費に充当した一般財源の割合を示す。比率が高いほ
		ど財政の硬直化が進んでいるとされる。「経常経費充当一般
		財源÷(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債)×
		1001.
8		
		の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされ
		న <u>ి</u>
9	人口	この表でいう「人口」は、総務省「住民基本台帳に基づく
		人口、人口動態及び世帯数調査」より、29 年度は平成 30
		 年 1 月 1 日現在、30 年度は平成 31 年 1 月 1 日現在の
		住民基本台帳人口によるもの。
10	賃借対照表	基準日時点の財政状態(資産・負債・純資産の残高及び内
		訳)を表示したもの。資産状況とともに、その資産をどの
		ような負担により形成してきたかを表したもの。
11	行政コスト計算	年間の行政活動のうち、福祉サービスやごみ収集、消防活
	書	動など、資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費
		とその財源を対比させ、純行政コストを表したもの。
12	有形固定資産減	有形固定資産のうち、建物や工作物など耐用年数のある償
	価償却率(資産	却資産について、耐用年数に対して資産取得からどの程度
	老朽化比率)	経過しているのかを表すもの。比率が高いほど、資産の老
		朽化が進んでいることを示す。
13	純資産比率	現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資産を
		どのくらい蓄積しているかを表すもの。
14	受益者負担比率	行政コスト計算書の経常収益と経常費用を比較することに
		より、行政サービス提供に対する直接的な負担割合を算出
		したものである。この比率が高いほど、行政サービスを提
		供するために発生したコストが受益者負担で賄われている
		ことを示している。
15	実質公債費比率	普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政
		規模に対する比率で、借入金返済額の大きさを示す。
16	将来負担比率	市の全会計のほか一部事務組合、広域連合、地方公社、出
		資法人を含め、将来的に負担が見込まれる、負債(借入金)
		の標準財政規模に対する割合。負債が将来財政を圧迫する
		可能性の大きさを示す。

17	健全化判断比率	地公財健法で定める、地方公共団体の財政状況を客観的に
		表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための
		指標で、①実質赤字比率 ⁽¹⁹⁾ 、②連結実質赤字比率 ⁽²⁰⁾ 、③実
		質公債費比率、④将来負担比率の4指標で構成される。
18	資金不足比率	公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業
		の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経
		営状態の悪化の度合いを示すもの。
19	実質赤字比率	普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率
		で、収入に対する赤字の割合を示す。
20	連結実質赤字比	普通会計及び公営事業会計における実質赤字額の標準財政
	率	規模に対する比率で、収入に対する地方公共団体全体の赤
		字の割合を示す。
21	早期健全化基準	この基準値をひとつでも超えた場合、議決を伴う「財政健
		全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化
		を行っていくことが必要となる。
22	経営健全化基準	この基準を超えた場合、超えた企業ごとに議決を伴う「経
		営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による経営健
		全化を行っていくことが必要となる。